

令和9年度 公立認定こども園（教育認定）の抽選要領

1. 申込みに関する注意点

公立認定こども園（教育認定）への申込みは、公立園の中で1つとします。

例：楠こども園と塩浜こども園に提出することはできません。どちらか一方に提出してください。

2. 抽選基準（初回のみ）

教育認定の申込者数が定員を超えたときは抽選により決定しますが、以下の基準を設けます。

教育認定のみ申込みした人を優先とする

- ・令和8年9月30日時点、保育認定の申込をしている人は優先順位が低くなります。
- ・令和8年9月30日までに保育認定の申込を辞退した人は、申込みをした園までご連絡ください。

	基準①：教育認定のみ申込み + 児童養護施設入所児童
	基準②：教育認定のみ申込み + あけぼの学園卒園児（4歳児のみ）
	基準③：教育認定のみ申込み + 申込した園に在園中のきょうだいがいる人
	基準④：教育認定のみ申込み（基準①～基準③に該当しない人）

- ・申込者数によっては他園への入園等調整させていただく場合があります。

- ・令和8年7月1日時点、教育認定で在園中のきょうだい（現5歳児は除く）がいる人が対象です。

3. 1次受付の結果の送付

令和8年10月23日頃、保育幼稚園課から以下のいずれかの手紙を送付します。

- ・入園候補者となった人 → 「面接のお知らせ」
- ・抽選対象者となった人 → 「抽選のお知らせ」
- ・補欠候補者となった人 → 「補欠のお知らせ」

※申込者数が定員を超えたときの流れは裏面のとおりです。

※結果の送付は、保育幼稚園課から行います。申込みした園への確認は控えてください。

4. 抽選について

「抽選のお知らせ」が届いた人は、以下のとおり抽選を実施します。

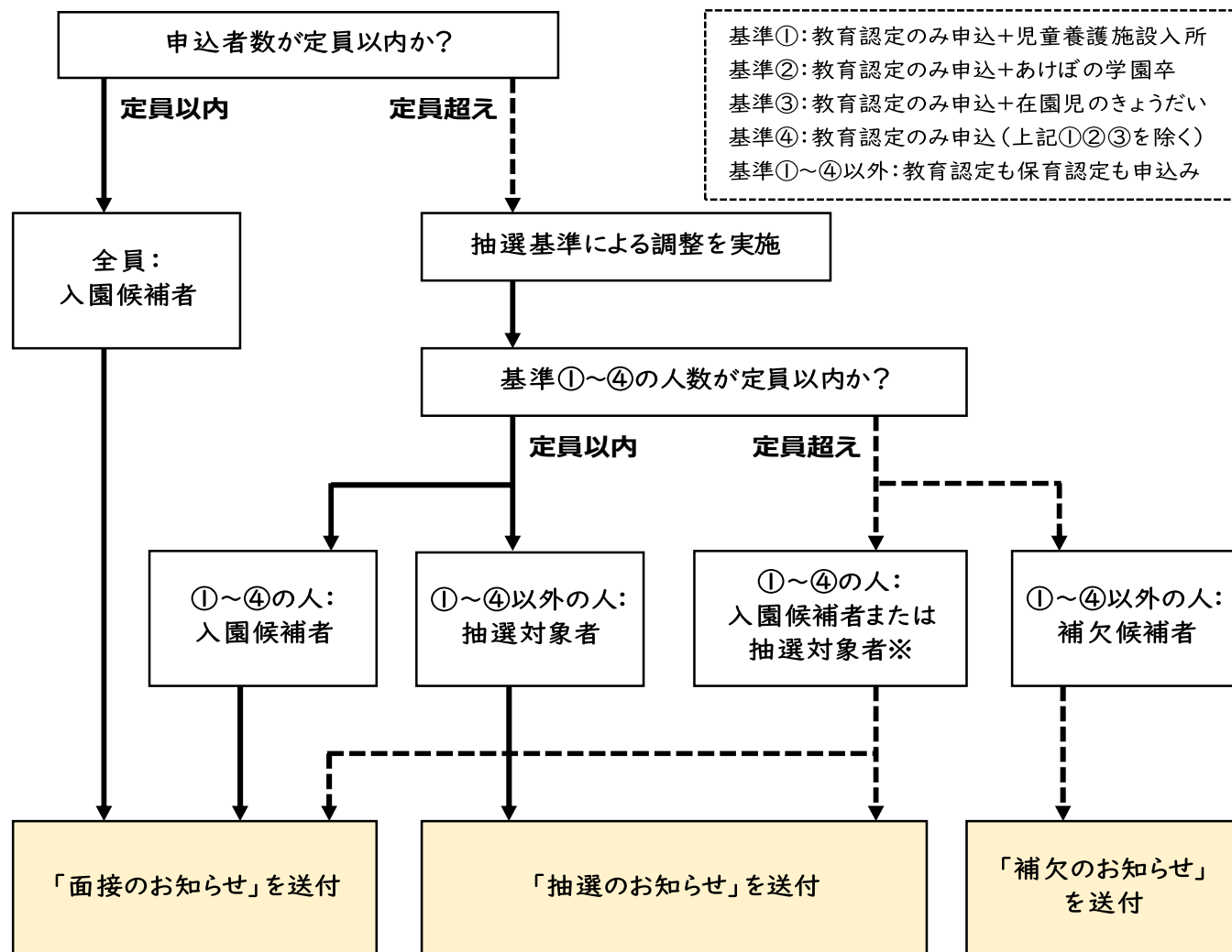
- ・抽 選 日：令和8年10月30日（金）15時～
- ・抽選場所：申込みをした園
- ・抽選方法：①抽選する順番を決める抽選（申込書の提出順でくじを引く）
- ②入園候補者を決める抽選（①で決まった順番でくじを引く）
- ・そ の 他：当日、欠席された場合は、園の職員が代わりにくじを引きます。

5. 補欠について

「補欠のお知らせ」が届いた人は、今後の意向に関する書面の提出をお願いします。

- ・意向内容：以下の①～③のいずれを選択するか教えてください。
 - ① 申込みした園の補欠として空きが出るまで待つ
 - ② 他園への入園を希望する（他園の再募集人数を同封しております）
※ただし、3歳児は再募集枠がない蓋然性が高いです。
 - ③ 辞退する
- ・提出期限：令和8年11月6日（金） ※②で定員を超えた場合、再抽選日は11月16日（月）

【参考】申込者数が定員を超えたときの流れ



※基準①～④（教育認定のみ申込みした人）の人数が定員を超えた場合、基準が上の人から入園候補者とします。

例）定員 5 人のクラスに以下の 8 人から申込みがあった場合、

基準①：教育認定のみ申込み+児童養護施設入所 → 0 人

基準②：教育認定のみ申込み+あけぼの卒園児 → 1 人

基準③：教育認定のみ申込み+在園児きょうだい → 1 人

基準④：教育認定のみ申込み（上記①②を除く） → 4 人

基準①～④以外：教育認定も保育認定も申込み → 2 人

基準②と③の人は入園候補者、④の人は抽選対象者、①～④以外の人は補欠候補者となります。